

住居確保給付金申請時確認書

1 誓約事項

- (1) 住居確保給付金の受給中、次の就職活動要件を満たすこと、又は市の作成するプランに基づく就労支援を受けること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第3条第2号に該当する者を除く。）。
 - ①月4回以上、市の面接等の支援を受ける。
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受ける。
 - ③原則として週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- (3) 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）されたこと
- (4) 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

2 同意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当した場合支給が中止されること。
 - ①誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関して小牧市の指示に従わない場合
 - ②住居確保給付金受給者が常用就職し、又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、その就労に伴い得られた収入が収入基準額を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。）
 - ④申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金の支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨住居確保給付金の支給の中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- (2) 給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- (3) 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。
- (4) 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

(宛先) 小牧市長

上記記載事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____

1 当初申請時の提出書類

(1) 本人確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの写し

(2) 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類

(1) 求職申込関係書類（省令第3条第2号に該当する者を除く。）

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票

(2) 入居（予定）住宅関係書類

①住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書

②住宅喪失のおそれのある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書

③クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）